

## 農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成 16 年 6 月 23 日 (水) 15:30 ~ 17:30

2. 場 所 経済産業省別館 10 階 1012 号会議室

3. 出席者 林野庁専門部会委員

太田座長、金井委員、亀山委員、高橋委員、平倉委員

農林水産省政策評価委員

秋岡委員、大木委員、大山委員

林野庁

林野庁長官、企画課長、企画課調査官、経営課長、木材課長、計画課長、  
治山課長、森林保全課長、森林保護対策室長、研究普及課長（総括課長  
補佐）、業務課長

4. 議事録

（企画課調査官）

お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただ今から、農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます企画課調査官の河野でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、委員の出欠状況についてご報告いたします。専門部会委員 5 名のご出席をいただいております。なお、野村委員におかれましては、所用のため本日欠席ということでございます。また、政策評価会委員におかれましては、本日 3 名のご出席の予定でございます。秋岡委員につきましては、今こちらに向かっているということでございます。なお亀山委員につきましては、まだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、ここで林野庁長官からご挨拶申し上げます。

（林野庁長官）

林野庁長官の前田でございます。本日は大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

ご案内のように、この政策評価は平成 14 年 4 月、いわゆる政策評価法の施行以降、政策評価の実施、並びにその結果の施策への反映ということで積極的に取り組んできているところでありますが、今後さらに政策の質の向上、あるいは外部からの検証を可能にするなどの取り組むべき課題というものがあまして、私ども積極的に取り組みを進めて参りたいというように考えている次第でございます。

ご案内のように、私ども、平成 13 年の森林・林業基本法を制定いたしました。その中で木材生産を特出しにいたしました施策から、いわば森林の持つ公益的機能等多様な機能

を持続的に発揮するというところで大きく政策の転換を図ったところであります。そういった中で、近年の地球温暖化問題に対応すべく、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を策定いたしまして全国的に取り組んでいる状況にあるわけでございます。この10カ年対策の4つの柱、森林の整備保全、保安林の適正な管理、木材の適正利用の促進、それから国民参加の森林づくりということを主体にいたしまして、ステップバイステップ、段階的に取り組んでいるところでございます。この16年度までがいわば第1ステップで、これは他の省庁も同じですが、17年度から第2ステップに入ってくるということで、これに向けまして、これまでの取り組みの強化、並びに追加的な対策を含めまして、17年度以降の第2ステップに向けての取り組みの検討を現在進めている状況でございます。また、これと並行いたしまして、かつての公共投資計画、治山事業と森林整備事業を一体化させまして森林整備保全事業計画ということで、目標も事業費からアウトカムに切り替えましてスタートするという事になったわけでございます。

本日は林野庁が所管しております8つの政策分野につきまして、私どもが自ら評価したものにつきましてご報告申し上げまして、委員の皆様からご意見を賜るということにいたしているわけでございます。今後、評価結果を17年度の予算要求をはじめとしまして、森林・林業に係る各種の施策に反映させて参りたいと考えている次第でございます。どうか皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(企画課調査官)

それでは、今回の専門部会につきましては、本日は委員改選後初めての部会となりますので、五十音順にご紹介申し上げたいと思います。まず、東京農業大学地域環境科学部教授の太田猛彦委員でございます。次にNPO地球緑化センター事務局次長金井久美子委員でございます。東京農工大学農学部亀山章委員は後ほど30分くらいしてお見えになる予定でございます。次に宇都宮大学副学長高橋弘委員でございます。次に建築家で平倉直子建築設計事務所を主宰されております平倉直子委員でございます。

次に、本日もご出席いただきました政策評価会委員をご紹介申し上げます。経済エッセイスト秋岡栄子委員でございます。消費科学連合会会長大木美智子委員でございます。政策研究大学院大学副学長大山達雄委員でございます。

続きまして、林野庁幹部職員をご紹介させていただきます。先ほどご挨拶申し上げた前田林野庁長官でございます。岡田企画課長でございます。金丸経営課長でございます。河野木材課長でございます。山田計画課長でございます。上河治山課長でございます。篠田森林保全課長でございます。井上森林保護対策室長でございます。研究普及課総括課長補佐でございます。福田業務課長でございます。

それでは、次にお手元に資料をお配りしておりますが、ご確認をお願いしたいと思います。資料につきましては、配布資料一覧が2枚目でございますが、資料が1から7までございます。最後に参考として、森林・林業基本計画の対応関係についてということで資料がございますが、それを含めましてよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、本年度初めての部会でございますので、専門部会の開催要領に基づきまして、座長の選任を行っていただきたいと思っております。

まず、座長の選任でございますが、開催要領におきましては、座長の選任は委員の互選によることとなっております。いかがいたしましょうか。

(高橋委員)

昨年に引き続きまして、太田委員に座長をお願いしたらいかがでしょうか。

(企画課調査官)

高橋委員のほうから、太田委員に座長をとということでご推薦がございましたが、いかがいたしましょうか。(異議なしの声)

異議なしということでございますので、太田委員に座長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします(太田委員座長席に移動)。

(太田座長)

それでは、ただ今、座長のご指名をお受けいたしました太田でございます。皆様のご協力を得まして、これからの部会の運営にあたって参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、座長代理を選出することにいたします。これにつきましては、座長が指名することになっておりますので、座長代理には昨年に引き続き、高橋委員をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思っております。議事次第に従いまして、議事(1)「平成15年度政策評価結果書(案)について」であります。これにつきまして事務局よりご説明よろしく願いいたします。

(企画課長)

それでは、企画課長の岡田でございますが、資料の1から3によりましてご説明いたします。

まず全体像を見ていただくため、資料の1をご覧いただきたいと思っております。平成15年度の政策分野の一覧でございます。農林水産省では、政策の大目標、中目標を設定いたしまして、政策分野、目標値を政策ツリーとして体系化を図った上で評価を行うこととし、15年10月に15年度政策評価シートの公表を行いまして、59の政策分野ごとに評価を実施するという事になっているわけでございます。59の政策分野のうち、林野庁が主管する分野は、太い線で囲みました8分野でございます。これ以外に関係課となっているものが、森林の整備等と同じ中目標に属するバイオマスの利活用の推進と地球環境保全対策の2分野でございます。それぞれ官房の環境政策課が主管ということでございます。

続きまして、資料の2をご覧いただきたいと思っております。平成15年度政策評価(実績評価)目標及び達成状況一覧でございます。各分野の目標及びサブ指標の3カ年の達成状況を一覧表にしたものでございます。なお、15年度の達成率で二重括弧になっているものは見込み値でございます。達成ランクの考え方は、欄外を参照していただきたいと思っておりますが、達成度90%以上150%をA、50%以上90%未満をB、50%未満をC、150%を超えるものはバーということにいたしております。各目標の達成ランクの傾向は、

昨年度と大きな違いはございませんが、特徴としては、「木材利用の推進と木材産業の健全な発展」の分野は、木材利用量の目標達成度が3年連続でCとなっておりますが、達成率は年々向上しております。また、「森林の整備」の分野のうち民有林に係る目標は、達成度はBでございますが、年々目標と実績の格差が広がっていること等があげられるわけでございます。なお、省全体の政策評価会では、審議の重点化を図るため、59分野のうち15分野を主要分野として選定いたしまして、4月20日、今日18日、それから来月6日と審議を行ってございます。林野庁の主管分野では、「3-6-6の効率的かつ安定的林業経営の育成」と「3-1-1-3の森林の整備」の2分野が審議されておりますのでご報告させていただきます。

それから、資料3で平成15年度政策評価結果書(案)林野庁抜粋版というものにつきましてご説明させていただきます。初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、実績評価の仕組みにつきましては、「木材利用の推進と木材産業の健全な発展」の分野の評価結果書を使って改めてご説明させていただきます。まずはじめに、3-8-4の「政策評価シート」でございますが、これは、政策分野主管課、この分野では木材課ということになります。関係課と調整いたしまして、各政策分野ごとの指標の実績値、達成度、政策分野の主管課としての自己評価結果であります3-8-7の達成状況に対するコメントを記載しまして政策評価シートを作成しております。その上で、少し戻っていただきますが、3-8-1を見ていただきますと政策評価結果書ということでご覧になって、先程の主管課が作成いたしました政策評価シート、これを基に林野庁の政策評価の担当課であります企画課におきまして、達成ランク、有効性・必要性に関する評価及び改善の方向を明らかにしました政策評価結果書を作成するという手順になっております。

次に3-8-3の政策評価総括組織、これは省の政策評価の総まとめをしております官房の企画評価課でございます。企画評価課長の所見を3-8-3に記載しております。という形になってございまして、政策評価シート、政策評価結果書を企画評価課が審査し所見を付けるということで、実績評価におきましてはこの3段階で評価を実施するということになっているわけでございます。委員の皆様方には、こういった各段階における評価が適切か、またどのような改善点があるかなどにつきましてご意見をいただきたいと思っております。また、昨年の専門部会で、評価書の記述について、一般の者が読むにはわかりにくいので工夫が必要、あるいは各政策分野の目標を達成する上で、各手段がどのような役割を果たしているのかわかりにくいとの意見をいただいたわけでございます。このため、結果書の有効性評価を表形式としまして、目標値、実績値、達成ランクの対比がしやすいようにするとともに、各分野の最後に、例えば木材利用のところでは、3-8-26を見ていただきますとわかりますように、政策手段と目標との関係を示した図を添付しまして、できるだけわかりやすいものとなるように改善をいたしております。今後とも、わかりやすい評価書となるよう改善していきたいと思っておりますので、引き続きご助言をいただきたいと思っております。

それでは、各分野における評価結果の概要をご説明いたします。3-8「木材利用の推進と木材産業の健全な発展」でございます。この政策分野では、目標が2つ、サブ指標が4つございます。各目標値等の算定の考え方は、表のとおりでございますが、「木材の利用量」の目標値は、森林・林業基本計画における木材の利用目標を踏まえて設定いたして

おります。また「製材業の生産性」は、基本計画における木材の用途別利用目標を踏まえ設定しております。実績値は、表のとおりですが、所見といたしまして、まず「木材の利用量」は、対前年比103%と昭和61年から続く減少傾向に歯止めが掛かったわけですが、依然として、目標達成率は低いということがございます。要因といたしましては、木材の需要が品質・性能が明確な製品へ移行する中で、国産材の対応が十分でないということがございます。また、パルプ・チップ材の自給率はここ10年で18%から12%に低下しているということがあげられます。もう一つの目標である「製材業の生産性」は、昨年と比べ達成率が向上しているものの、累計達成率が23%と依然として低いことから、高性能機械の導入や合併、協業化の促進等による生産施設の大型化、合理化等に一層取り組むことが必要ということがございます。サブ指標は4つございますが、そのうち、今後の木材需要に的確に対応した木材を供給する上で重要となる「建築用材の乾燥材の生産割合」は、単年度の目標達成率は60%に止まる見込みでございます。要因としては、乾燥材の需要は高いわけですが、製材品出荷量が減少している中で、業界全体が設備投資を控える傾向にあること、あるいは乾燥コストを販売額に転嫁できないこと等によるものというように分析しております。このため、天然乾燥の併用、丸太の事前選別、最新施設の導入、木質バイオマスの熱源利用によるコストの縮減、スケジュール管理者の養成等各段階での取り組みが必要という状況でございます。また、15年度から新たにサブ指標に加えました「集成材・合板用素材の地域材の利用量」ですが、6万4千 $m^3$ の増という目標に対しまして、12万6千 $m^3$ の増と目標を大きく上回りましたが、年間の増加量が昨年度よりも減少していることから、今後とも地域材の供給体制を整備していくことが必要ということがございます。改善の方向でございますが、国産材の需要を拡大するためには、木材の価格、品質、性能等の情報を住宅生産者や消費者にきめ細かく提供するとともに、情報のネットワーク化により品質、性能等が確かな木材を定時・定量に供給できる体制を整備するということでございます。それから「農林水産省木材利用拡大行動計画」に基づきまして、自らが積極的に利用するという。また、新たな需要を開拓していくことが必要ということもございます。また、新しい流通形態の推進による流通コストの低減、小規模な製材工場の再編や規模拡大による加工コストの低減、国産材を利用した乾燥材や集成材等品質・性能の明確な製品の供給体制の整備等需要構造の変化に対応できる木材産業の構造改革を進めるということが改善の方向として必要としております。

続きまして、3-9「特用林産の振興」のところでございます。目標が2つ、サブ指標が1つございます。各目標値等の算定の考え方は表のとおりですが、「きのこ類の生産量」は、食料・農業・農村基本計画における生産努力目標を踏まえまして、輸入の急増による影響を加味し設定しております。また、生産性につきましては、これまでの生産者1戸当たりの生産量の平均伸び率を維持することで設定しております。実績値は、表のとおりですが、所見といたしまして、まず「きのこ類の生産量」は、従来主要9品目に入っておりませんでしたエリンギの生産量がここ数年急増いたしておりますので、従来そのままの9品目だけではきのこ類の生産量の適切な評価が困難になったという認識のもと、15年度からエリンギを含めまして10品目で生産量を評価しております。このエリンギが前年の約1.5倍と引き続き増加した結果、対前年比102%で年間の生産量38.7万トという目標を上回る見込みとなっております。また、他の9品目では、近年減少しつづけてきた生し

いたけが、作業の機械化、共同化による生産の低コスト化及び高品質高収量種菌の導入等構造改革に取り組んできた結果、増加に転じております。しかし、一方で、乾しいたけが引き続き減少ということでございますので、要因を分析し、必要な対策を講じることが必要と考えております。また、もう一つの目標であります「きのこ類の生産性」につきましては、生産施設整備等によるコスト削減や経営指標の設定、普及による経営効率化により目標を達成する見込みでございます。サブ指標のうち「生しいたけの生産流通コスト」は、農林水産省統計により実績値が把握できるのが10月頃になることから、その時点で評価を行うことにしております。改善の方向といたしましては、国際競争力を備えた国内生産・流通体制を緊急に確立するために、生産・流通・消費にわたる対策を実施した結果、一定の成果をあげてきているわけではございますが、まだ十分とは言えない状況だということで、今後、検証結果を的確に対策に反映させるとともに、木炭・木酢液などの複合経営による特色ある産地を育成するなどによりまして、引き続き、特用林産の振興を図っていくということが必要と考えております。目標値につきましては「食料・農業・農村基本計画」の見直しを踏まえて見直しを検討していくということにいたしております。

次に、6-6「効率的かつ安定的な林業経営の育成」ですが、目標が1つ、サブ指標が2つございます。目標値等の算定の考え方は、表のとおりでございますが、「効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者」は、これらの者が我が国の素材生産量、造林・保育面積の6～7割を担えるよう、森林・林業基本計画の「木材の供給目標(2,500万 $m^3$ )」を踏まえ設定しておりますが、目標値に関するデータの把握が5年ごとに行われるということで、代替目標を設定しております。具体的には、林業経営改善計画の新規認定者数を平成13～17年度までの5カ年間で150とするということで、その目標に対しての評価を引き続き実施するというところでございます。実績値についてでございますが、代替目標である「林業経営改善計画新規認定者数」は、累計では目標を上回ったわけではございますが、単年度目標を下回ったこと、目標設定時の想定に比べ、林業事業者の認定数が少ないことから、今後、普及指導を強化するとともに、意欲ある林業事業者をはじめとする林業経営の担い手の育成に向けた体制の整備を図ることが必要というように考えております。さらに、森林整備の中心的な担い手である森林組合につきましては、森林組合改革プランを着実に実施し、体制強化を図るということにいたしております。なお、代替目標につきましては、現行の代替目標はミクロ的すぎるために、これだけで評価するのは無理があるのではないかとということ、先日の政策評価会でもご意見をいただきました。この意見を踏まえて、現行のままで良いのかどうか、9月の政策評価会までには検討を行うということにいたしております。次に、サブ指標の「新規林業就業者数」についてでございますが、目標を上回る見込みですが、既存の調査によると定着率が55.1%となっていることから、今後の定着化についても考慮することが必要と考えております。また、林業就業者の減少・高齢化が進む中で、優秀な森林整備の担い手の確保が重要なことから、緑の雇用対策をはじめとする林業就業者への支援策を検証しつつ、引き続きこれらの取り組みを推進していくことが必要ということでございます。また、もう一つのサブ指標の「林業労働災害件数」は、2,572件と昨年度より増加いたしております。目標達成率も61%に止まる結果となっております。今後、労働災害の発生状況等をさらに検証し、それらを踏まえた作業現場への安全指導等の各種安全対策を早急を実施することが必要という所見でござい

す。改善の方向といたしましては、一つとしまして、厳しい中でも効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。このために、都道府県ごとに策定された林業・木材産業構造改革プログラムに基づきまして、森林整備の着実な推進や地域材の利用促進と一体となった林業経営を担い得る者の育成・確保、林業就業者の確保・育成及び労働安全対策の推進を着実に図るということでございます。また、現在実施されている緑の雇用対策をはじめとする林業就業者への支援に対する取組成果を検証しつつ、引き続きこれらの取り組みを推進するということでございます。

次に、8-3の「森林・林業に関する研究開発の推進」でございます。目標が3つございます。目標値の設定の考え方は表のとおりでございます。達成状況は、いずれも順調でございます。改善の方向といたしましては、今後も平成13年度に策定されました「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」、「林木育種戦略」等で明確にされた課題及び目標の下で、これに国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関が大学、民間等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・開発及び新品種の開発を着実に推進するとともに、その活用状況についてフォローアップしていくということでございます。なお、「「実用化する技術」の数の割合」につきましては、昨年の評価において、その後の活用状況をフォローアップしていくことが必要とのご意見等が出されておりますので、活用状況の調査結果を8-3-6の備考に記載しております。

続きまして、10-2の「山村地域の活性化」でございます。この分野は目標が1つございます。目標値算定の考え方は、事業実施市町村において、当該政策手段を勘案して選択される1つの指標を満たす市町村の割合を100%として設定しております。所見につきましては、有効回答数70のうち、指標を満たす市町村数が49ということで、目標達成率は70%と昨年度の76%を下回っております。各指標とも回答が見られ、昨年度までの指標間の偏りは是正されてきておりますが、全体の達成度は低下しております。要因としましては、の交流人口に係るものが、昨年度に引き続き全国的な観光人口が低迷していることが影響しまして減少していることが考えられます。また、有効回答率は、前回に比べ低下していることから、調査手法の更なる改善を図るとともに、事業実施主体において、事業効果の把握を徹底するよう指導することが必要と考えております。改善の方向でございますが、目標の達成に向けて、今後とも地域の特性に応じた山村地域の生活環境や基盤整備等を推進するとともに、集落間の連携強化による魅力ある地域づくり活動や、山村地域に賦存する森林資源等を生かした新たな産業の育成による雇用創出への取り組みが必要ということでございます。

続きまして11-3の「森林の整備」でございます。この分野は目標が4つ、サブ指標が3つございます。目標につきましては、民有林の目標が2つ、国有林の目標が2つございます。それぞれ複層林などの多様な森林を造成するという目標で、森林・林業基本計画、全国森林計画などで定める目標等を踏まえ設定しております。それから、サブ指標は3つございます。そのうち2つが健全な森林育成のための間伐の実施で、民有林では面積、国有林では上位計画の目標との関係で材積を目標値としております。3つ目のサブ指標は、林野庁が実施しています国際協力関係の事業の有効性につきまして、アンケート調査を行いまして、その結果で評価する方式をとっております。実績値は、表のとおりでございます。

すが、民有林の2つの目標は、木材需要量の伸び悩み等を背景として立木価格が一層低下したことから、林業の採算性が更に悪化して伐採面積が低位に止まったため、達成率は更に低下する見込みでございます。今後とも、材価の上昇が見込めない中、民有林については目標値と実績値の乖離が更に拡大し、森林による二酸化炭素の吸収量への影響や造林未済地の増加などの課題が生じていることから、森林のもつ多面的機能の発揮に資する適切な施業の推進が必要としております。国有林の2つの目標につきましては、「国有林野の管理経営に関する基本計画」等に基づき計画的に森林の造成・整備を実施した結果、目標を達成する見込みでございます。それからサブ指標の間伐につきましては、民有林、国有林とも健全な森林を育成するため計画的に事業を推進しまして目標を達成する見込みでございます。そのうち、民有林につきましては、平成12年度からの緊急間伐5カ年対策によりまして、毎年度、対策前の1.5倍の規模の間伐が実施されていること、地方自治体等の関係者による積極的な間伐推進の取り組みが定着してきたこと、間伐材利用のための多様な取り組みが行われるようになったことなど、一定の成果が見られるようになってきたということでございます。特に間伐材の利用については、農林水産省木材利用拡大行動計画等に基づき、農林水産省が自ら積極的に取り組むとともに、関係省庁への働きかけ等を行ってきた結果、間伐材の利用量は着実に増加しております。しかしながら、適切な間伐が十分に実施されない森林も見られることから、引き続き間伐等の森林施業の着実な実施が必要ということでございます。もう一つのサブ指標である海外における持続可能な森林経営への寄与度でございますが、中間評価時点にある一部事業で他事業に比べて低い評価となったものがあつたことから、事業の後半に向けて、更なる技術移転に取り組むことが必要としております。また、アンケート調査につきまして、よりの確な評価となるよう対象に地元住民を加えるなどの改善を行ったところでございます。3の改善の方向でございますが、林業の採算性の悪化等により適正な施業が行われていない森林が増加するということがあるわけでございますが、健全な森林の整備を推進することは、地球温暖化防止のための森林吸収源を確保する上でも極めて重要な課題ということでもあります。今後、適切な森林の整備を図るため、林業労働力の確保や木材の利用推進と一体となった取り組みによりまして、間伐が適切に実施されずに放置されている森林の解消に努める必要があるということ。さらに、森林の機能が継続的に発揮されるよう、引き続き長伐期施業、複層林施業への誘導等も進めていくということでもあります。なお、目標につきましては、今後、平成16年度を始期とします「全国森林計画」及び「森林整備保全事業計画」を踏まえ、見直しを行うということにしております。

それから、11-4の「森林の保全」でございます。この分野は、目標が4つ、サブ指標が1つございます。各目標値等の算定の考え方及び実績値は、表のとおりでございますが、所見といたしましては、「山地災害から保全される森林の面積」は、効果的な治山ダム等施設の整備を行うとともに、水土保全機能等の公益的機能の低下した保安林等において、積極的に本数調整伐等の森林整備を実施したことによりまして、3年間で166千haを保全するという目標はほぼ達成する見込みということでございます。それから保安林整備計画の配備目標面積は、第5期保安林整備計画に基づき計画的に配備を進め目標を達成する見込みということでございます。それから3つ目といたしまして、保全松林における松くい虫被害木の駆除率は、目標の100%には達しないものの、前年より約9ポイント

増の91.7%となります。松くい虫被害対策の適切な実施により被害量が減少する見込みに加えまして、保全する松林への被害対策の重点化を図ったことによるものでございます。被害先端地域である東北地域では被害量が全国の2割まで拡大していることから、被害状況の監視や的確な防除等を図っていくことが重要だということでございます。それから4つ目の目標でございますが、国有林野における優れた自然環境を有する森林の維持・保存（保護林の面積）は、世界自然遺産への推薦を踏まえ、北海道の知床半島に設定しています森林生態系保護地域を約1万ha 拡張したことなどによりまして目標を達成する見込みでございます。サブ指標でございますが、「保険金支払に係る標準的な事務処理期間」は、都道府県における損害申請ミスが少なかったことから前年より0.9ポイント増の95.3%ということでございます。改善の方向といたしましては、治山事業は、森林の保全効果の大きい地区に対してより重点的な事業の実施を図り、着実な山地災害の防止等を推進するということでございます。保安林につきましては、目標の達成に向けて、今後とも公益的機能の発揮が必要とされる森林を保安林に指定し、その保全を図るということ。特に、機能が低下した場合につきましては、森林所有者等の施業実施を助長する措置を講ずるとともに、施業が行われず過密化等により土砂の流出、崩壊等が発生するおそれがある場合にあっては、保安施設事業の機動的な実施によりまして、保安林の機能回復を図るということでございます。なお、治山事業及び保安林の目標は、今後、平成16年度を始期とします「全国森林計画」及び「森林整備保全事業計画」を踏まえ、見直しを行うということでございます。松くい虫被害対策につきましては、保全すべき松林において、生活環境の保全に配慮した駆除等の対策を重点的に実施するとともに、被害拡大を防止するため、これまでの対策を検証しつつ被害先端地対策の強化を図るということでございます。

最後になりますが、11-5の「国民参加による森林づくりと森林の多様な利用の推進」でございます。この分野では、目標が3つございます。表のとおりですが、所見といたしましては、森林ボランティアネットワークへの登録ボランティア団体数は、ネットワークを通じたボランティア団体による森林の整備及び保全活動への取り組みが活発化していること、それから15年の森林ボランティア団体数が12年の2倍と大幅に増加しており、それに伴いネットワークへの参加数も増加したことから、単年度・累計とも目標を大きく上回るという結果になっております。また、活動内容につきましては、伐採技術を要する間伐、松くい虫の被害防止や林野火災跡地の復旧等分野が拡大しております。森の子くらぶ活動の参加者数でございますが、森林体験活動の受入施設の増加や社会教育の推進や子どもの健全な育成等を図ることを目的としましたNPO法人の設立が増加するなど、自然体験活動等の受け入れ体制の整備が推進されたことから、目標を達成したということでございます。それから公衆の保健のための国有林野の活用の推進[レクリエーションの森の利用者数]は、まだ実績が把握できていないことから、早急に把握し、評価を行うということにしております。3の改善の方向でございます。森林ボランティア活動を行う団体と森林所有者との連携構築に向けた条件整備に取り組むということが一つございます。それから森林ボランティア活動の活発化や内容拡大に伴い、森林ボランティアにおける安全性の確保や、林業技術を持った指導者の育成等を図るということでございます。もう一点は、国民参加による森林づくりの実施に当たっては、関連事業との連携を図るなど、より効果的な実施に努めるということでございます。

以上が林野庁の政策評価の結果でございます、概要説明を終わります。なお、今回の議題の範囲ではありませんが、昨年専門部会におきまして、平倉委員より、景観についても評価軸に加えられないかとのご意見をいただきました。それに関連した取り組みにつきましては、後程、その他のところで計画課長より説明させていただきます。林野庁といたしましても、より良い評価となるよう今後とも取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくご意見を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(太田座長)

はい。ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。何かからでも結構でございますが、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。はい。平倉委員。

(平倉委員)

提案になるかどうかわかりませんが、仕事を通じていろいろ見聞きした中で、これはというものをいくつか発表させていただきたいと思います。まず、木材の活用ということに関連して、木材の性能を補ってやること、例えば公共建築などで求められることはメンテナンスということが常にあるわけです。そういったときにだいが木造の建築が増えておりますが、そこにメンテナンスという心配りが無い限り、やはり不利な状況にあるのではないかと思います。ですから木材の不利な点を補ってあげるような仕組みをどのように確立していくのか、そういうことについてお考えいただけないか。それは何に繋がっていくかと言いますと、木材の活用のみならず、例えば木造の建築が山間部で多く浸透しますと、地域の人たちの継続的な雇用につながるのではないかと私は思うわけです。公共事業の箱モノとして単発的に発注されて、それで地域の人が潤うというだけではなくて、そうした施設を継続して維持していくことが認められれば、木造の建築が広まるばかりでなく、地域の人々の継続的な雇用にも繋がるのではないかと、少し無理な話しかもしれませんがそのようなことを考えています。

それから、省庁の連絡・連携と言うのでしょうか、それはどうしても縦割りのになりがちなので、非常に近い距離にありながら、環境省と林野庁の地域の人々の利用する施設があって、それぞれの役割の分担、あるいはその特徴が明確ではない。そういったことを縦に横に繋いで何かこう貫いたものがあれば、こういった所に環境省の施設があるのであれば、林野庁の施設はこういった所に造ろうとか、何かそういう相互の連絡と言うのでしょうか、国民にはどっちがどの省庁の建物なのかわりませんので、県の施設、あるいは村の施設、それらも含めて何か一元的にわかるようなことができ、それによってそれぞれの特徴を打ち出していくということができるとなると良いのではないかとそのように思います。

それからもう一点、11-4で松くい虫の被害木の除去というのがありました。昨年度ですか、大阪市大の構造の先生とお話をしていた、松くい虫の被害にあったマツの木は強度的には落ちないという話を聞きました。ですからどのように処理されているのか、捨ててしまうのか、あるいは虫が這った跡があって気持ちが悪いか、あるいは何か生気のない木材になるのでしょうかその辺がわかりませんが、例えば板にならなくとも活用方法がありそうだということをおっしゃったので、単に捨ててしまうだけではなく、何か利用出

来ないのかなと思います。

(太田座長)

はい、わかりました。やや全般的な質問ということでございますが、まず第一は、木造建築のメンテナンスの部分に係わるもの。それから二番目は各省庁間の連携をどうするかということ。三番目は松くい虫の被害木をどのように活用するかということでしたが、それでは木材課長。

(木材課長)

座ったまま失礼します。木材課長の河野でございます。

先ず1点目、木造建築物についてのメンテナンスに対する助成なり制度的なものは出来ないかというお話しでございます。

林野庁の中でも、私どものほうでその地域のモデルとなる、あるいは普及に使えるような公的なものについて木造の公共施設整備を支援するというような事業を持っています。ただ、そういう施設を造った場合、メンテナンスは受益者が負担すべきものとしており、メンテナンスまでフォローすることが果たして施策上良いのどうかという話しもあろうかと思えます。現状ではこういう公共施設についてはそういう制度となっております。

それから、省庁間の連携、これは施設になるので、私のところに直接絡むかどうかはあるのですが、木材利用の関係省庁連絡会議というものがございまして、これは総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、環境省、それと農林水産省も林野庁以外の部局も入って会議を開き、木材をいろいろな公共施設、あるいは公共土木事業に使っていただくということをお願いをして、また相互に連携を取りながら行っているところでございます。一つとしては、例えば学校も最近少子化等で統合され、昔ほど大きな建物が必要ではないということもあって、結構木造の校舎というものが建てられてきているといった成果も出てきております。

また、RCなりSRCあるいは鉄骨の校舎の内装に木材を使っていただくということについても、文部科学省と連携をしながらやっておりますし、遊具等についても同様の取り組みを進めております。

それから、松くい虫被害木の関係については、強度がどうなるのか、薬剤をかけて線虫を駆除したものを建築でそのまま使えるかどうかという安全性の問題があります。現在、秋田等で木質バイオマス燃料としてボイラーで燃して発電したり熱源として使ったりしております。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

(平倉委員)

松くい虫被害木を実際に利用されている先生もいらっしゃいますので、もし必要でしたらそういった方と連絡をとってみたいと思います。

それから、先ほどの各省庁との連携というのは、それは公共建築の部分でどのように使

われているかどうかということだと思うのですが、去年は私もそういうことを言っていたのですが、今申し上げていることはそれだけではなくて、もっと他の省庁の連絡・連携によって何か改善出来る点はないのかということで、例えば、国立公園であればビジターセンターですが、県の公園の中にもいろいろ施設があるのですが、そういったものの横の連携はどうなっているのかということの単に一例です。ですから他にももっともっといろんなことが考えられないかやってみたらどうでしょうかということです。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。もっと拡大出来ないかということですね。何か付け加えてご説明のほうはございますでしょうか。

(計画課長)

各省の補助事業で造った建物・施設、それに若しくは各省の出先の施設というのに委員から見られたらダブリがあるというような感じなのでしょうか。

(平倉委員)

それぞれが独立していて、相互の関係があまり無いのかなと思っていますが、それはあるのですか。

(計画課長)

それぞれにですね、例えば今言われましたビジターセンター的なところと国有林の施設とかいうのもそれぞれ役割分担しながら、かつお互い連絡しながらやっているというパターンですが、実態上ですね。

(平倉委員)

私が調べたところと全然違うんです。どうも話にのってこないと思ってよく調べていくと、これは国立公園で環境省で、こっちは林野庁だというように。

(計画課長)

また少し具体的なことを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

それから、先ほどの松くい虫の被害木ですが、結構早めに使えるものですから、業界の方など結構大きな木などは、わりと早めに買いに行かれております。ただどうしても駄目な部材といたしますか、少し古くなってしまいますと、先ほどおっしゃいましたように生気が無くなり、枯れ木はやはり駄目になります。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。また出てくるとは思いますがとりあえず。他にございますでしょうか。はい。金井委員。

(金井委員)

私は今回初めて出ささせていただいたのですが、先ほど大変詳しくご説明をしていただきましたが、2点ほど伺えさせていただこうかと思います。まずこの評価について、非常に初歩的なのですが、伝える対象は誰になるのでしょうか。それから林野庁として一番伝えたいことは何でしょうかということと、これを見させていただいて感想なのですが、非常に数値的な達成度が多いのかなと思います。その達成度、出来たか出来なかったかについて、もちろん大切だとは思いますが、そのプロセスの中に起こる様々な要因をもう少し分析することで問題とか課題が見えてくること、これは対象が誰かということによって違ってくるとは思うのですが、それを次ぎの政策に活かすためにもその過程を知ることが大切なのではないかという感想を受けました。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。最初は評価の対象は誰かということ。もうひとつ、数値的なものだけではなくてプロセスを見たらどうかということで、やや基本的なことをございまして今までにも出てはおりますが、再度それではよろしく願いいたします。

(企画課長)

政策評価につきましては、政策がやりっぱなしということではいけないのではないかとことから、自らその業務に携わる部分を自己評価として、その政策がどこまで目標に向かって進んだかということを検証していく、それをまた国民の皆さんに見てもらふことによって自らの説明責任を果たしていこうということで行われております。当然それを国民の皆さんに広く知っていただくことであろうと思っております。

その数値目標ですが、出来るだけわかりやすくするために目標は数値で示していくという基本的な考え方がございます。その際、当然ご指摘のようにその数値に至った過程、プロセス、なぜこういう数値になったのかという分析が一番重要かと思います。そのため、所見や政策評価のシートの中で原因分析等を書かせていただいて、なぜこういう結果になったのかということをお明らかにしてございますが、いろいろご意見をいただいた上で再度改善するところは改善していきたいと考えています。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。はい。高橋委員。

(高橋委員)

それに関連して。政策評価システムの本来の趣旨というものは、目標管理であってP・D・C・Aを上手くまわしていくということ。Pはプラン、Dは実行、Cはチェック、Aは改善です。それで、今のような形になって今回は3年目の評価ですし、過去2年間において施策決定にあたってこの政策評価が有意義であったか聞きたいのですが、それからあるいはその政策変更に関連がなかったか、あるいは施策を更に絞り込んで強化せざるを得ないという問題提起になったのかどうか、そういう点がそれぞれあったかどうかを教えてください。そういう目的指向で政策評価を行っていかないと次の政策評価にならないのではないかと思います。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。全体的な評価を何年か既に行っているわけですが、特に最近の状況から今のご質問いかがでございましょうか。

(企画課長)

これはそれぞれ個別具体的にお話ししなければならないのだろうと思いますが、例えばこの木材利用の分野で申し上げれば、木材利用がなかなか進んでいないという中でその反省点といたしまして従来の政策評価にも記載しましたが、需要者に、特に大規模業者への期待にしっかり応えていないのではないかという指摘をしております。その上で16年度からそういった観点から、大規模流通加工システムというものを上手く回していくということで施策にも反映されている。例えばそれは流通加工システムのことですが、今後そういう先ほどの全体の問題を把握した上で次年度の施策に生かしたいと思っております。

(太田座長)

はい。どうぞ。

(高橋委員)

今、木材利用の話になりましたが、少し細かい部分を聞きますが、国内における需要喚起の政策というのは随分とられていますよね、それで国内の経済が疲弊してなかなか大変であると。ところがマスコミ報道によると海外市場についても需要が見込み得るところが出てきている、特に中国市場ですね。そこで、宮崎県あるいは秋田県というのがそういう動きをしたということで、その辺の例えば今、国としての支援措置、あるいは評価をしていこうという方向があるのかどうか。市場経済の流れに従っていくばかりではなくて、自発的に戦略的に何かお考えを持っているのではないかと思うのですが、それがあつたら教えていただきたいということと、むしろ政策評価の中では、指標とは関係ないけれども政策分野をサポートする施策を打ったのであれば、そういうものをストロングポイントとして、何かどこかに一行入れておけばいいんじゃないかと私は思います。いまの政策分野並びに目標値というのは一対一の関係に決まっていらない。全てを代表する目標値にはなってはいませんので、例えば一年間の流れの中で目標をさらにサポートしうるような強固な施策が必要になってきて、実際にやって効果が出ているというものであればオプションとしてどんどん指標としてつくっていくべきじゃないかと思うのです。それで国際規格のISOなんかの自己評価でいきますと、法令に遵守、あるいはその目標に遵守しているかどうかというチェックですが、もし欠けているようであればそれはバッティングですから絶対に回避しなければならない。それから事業をする側の都合で判断出来る改善の提案もある。改善の機会ということですね、それはB/C、事業者側のB/C、あるいは施策者側のB/C、そのコストの関係で今年中にやる、あるいは来年以降にやるように振分けてもかまわないと思います。それともう一つですね、ストロングポイントということで非常に誇りうる施策というような示し方も必要です。ですから、これは親委員会の方とも協議して、全体の総務省の評価システムの方とも協議しなければならないと思いますが、そ

うのような仕組みも頭に入れていゝらなところと協議してもよろしいのではないかと思ひます。

(太田座長)

はい、それでは一つは海外対応は指標ではまだ入ってきていないが、他の部分も含めてそういったことはどうかということ。それからもう一つは、指標の有る無しにこだわらず、むしろその指標をオプションとして付けられるという評価システムにしたらどうかということの2点についての質問でしたが、他の評価会の先生方もいらっしゃいますので、どうぞ。

(木材課長)

それでは私の方から2点、先ほど評価システムの関係で過去2年で施策を見直したかどうかについて、先程、企画課長の方から説明がありましたが、ひとつは、大手のハウスメーカー等いままで施策の対象にあまりしていなかったところを対象に、柱材にむかない通称B材を集成材なり合板にして大量に安定的に供給するシステムを造ろうという施策を今年度からはじめています。もう一つはお手元にありますこういう飲み物(カートカン)ですが、これはバージンパルプで作っているのですが、このうちの約30%を間伐材や端材が占めております。こういう紙の需要の分野については外材が9割程度を占めているのですが、こういうところにも地域材の需要を広げようということで、今そういう勉強会を作って間伐材等を使った製品の市場についても、いろいろなところとタイアップしながら進めているところでございます。

それから海外市場の関係でございますが、昨年から特に中国に向けて丸太を輸出しようということで、宮崎、島根、青森、秋田が様々に取り組んでおります。そのほかに、鹿児島は韓国の方へ別荘用としてプレカット材を出そうということで現在数棟ですが実績があがってきております。中国への丸太の輸出量としては、これまで4百m<sup>3</sup>そこそだったものが、最近では大体10倍を少し超えるような5千8百m<sup>3</sup>まで伸びてきています。中国の市場自体は決済の仕方なども日本と違います。それに日本のスギは、中国に無い樹種ですから認知度が低い。従来、主に広葉樹を使っているところなので、スギをマンションの内装とかにどうやって売り込んでいくのかというものが重要だと思ひます。今年の4月1日から農林水産省においても輸出促進室を設置し、主に高級品を中心に輸出するための調査、支援なども行っております。もう一つ、ジェットロともタイアップをしながらやっていきたいと思ひております。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。もう一点はややシステムの問題に係りますが、いかがでしょうか。

(企画課長)

政策評価シートを毎年作成しておりますが、その際には目標とサブ指標を見直しを行っております。目標自体はなかなか大きく動かせるものではありませんが、サブ指標につい

ではいくつか政策上重要な指標値を表わせるようにいたしました。例えば木材利用の中でも、従来は集成材や合板の地域材使用量は無かったのですが、今後こういうところに使っていかうといった政策の切り口を出したものですから、15年度からサブ指標に追加しております。このように、政策評価シートの作成を通じて、実態にあった目標値を設定し評価を行っていきたいと思っております。いわば一つの切り口を出した段階で、随時そのところは柔軟にサブ指標を組み込んでいくというように、今後とも政策の方向性が合った目標値を設定し評価を行っていきたいと思っております。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。関連して何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

(金井委員)

先ほど国民に対して評価をお伝えするとの説明でありましたが、大変難しいですね。私も国民の一人なのですが、この評価の内容を見ますと難しいなと思っております。評価についての項目が各省庁とも違うと思いますが、例えば外務省とか環境省の場合、非常に端的にわかりやすい言葉で表現しているものがありまして、今日は持って来なかったのですが、そういう一般の人が理解出来るようなものであれば良いと考え、意見を申し上げさせていただきました。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。昨年度もご意見が出まして努力していただいたのですが、今後ともよろしく願います。では、他にご意見、何でも結構でございますので。はい。大木委員。

(大木委員)

大変細かなことかもしれませんが、先程の説明によると国産材の使用というものに大変努力をされて、少しずつ改善はされているようですが、なかなか国産材の使用と言われても消費者にはなかなか伝わってこないと言いますか、例えば本当に身近なところで工務店さんが国産材を使いたいと思っているけれど、どうやって情報を入手したら良いか分からないという話をいくつか聞いております。知っている方は使えるのですが、そういう工務店さんが少ないので結局は国産材じゃなくて違うものでやって下さい、ということになって、良いことはわかっているのに使えなかったという話を身近に聞きます。そのことから、毎年改善をしなければならぬということはあると思いますが、それを分析して、どうということが原因でそうになってしまうのかというのがもう少しきめ細かくあった方が良いと思います。確かにこの頃、木造の家が増えたようにも見えますが、それは国産材でないことは明らかで、結局経済的に、安いからということなのでしょうが、また工務店さんに努力して使ってもらいたいと思ってもわからないというのが現状ですから、工務店さんへの情報というものがもう少しわかったら良いなという感じがしております。

(太田座長)

はい、いかがでしょうか。

(木材課長)

国産材の関係で申し上げますと、木材全体のうち用材については、日本の場合約8,800万m<sup>3</sup>使われておりまして、国産材の割合はトータル18%位、2割弱の状況なのです。その内訳は、建築などに使われるものが約40%、それからパルプチップに使われるものは約40%位、そして合板に使われるものが15%、そしてそれ以外のものが若干ございます。その中で見てみますと建築用に使われるもの、私どもは通常製材用と言っておりますが、その33%が国産材です。一方、紙の世界、パルプチップで言いますと大体12%が国産材。合板にいたっては3%というのが実態でございます。平成15年は15年ぶりに国産材がほんの僅かですが増える見込みとなりまして、住宅着工全体では約116万戸ということで、0.8%位対前年度比で増えたわけですが、木造住宅では3.9%増、木造の住宅が非常に建ったわけです。木材産業については、乾燥施設を設置したり、あるいは協業化を支援したり、いろいろしながら構造改革を進めております。紙の方も昭和50年ぐらいでは約4割が国産材だったのですが、今はほとんど外国のものでございます。今後はカートカンのような日常品の紙でも国産材を増やしていきたいと考えております。あと、合板の関係なのですが、最近スギを使った合板を壁に使ったり床に使ったり、あるいは屋根に使ったりということが増えています。これは一つには丸太から合板をつくる際、従来ですと6cm位までしか剥けなかったのですが、今では3cm位まで剥けるといった技術開発が進んだということ、それから軽いということで使い勝手が良いことなどがあると思われま。また、いろいろな状況に応じて需要開発というものを進めています。ただ、ご指摘のように、私どもが少し力が足りない部分、今まで若干疎かになっていたのが国産材のPRで、国産材の良さというものをどうやって国民の方々、消費者の方に訴えていくかということが若干弱かったと思います。特に京都議定書の関係で申し上げれば、間伐材を使ってお金が森林所有者に戻るというようなことで初めて森林整備が進むわけなので、そういう国産材を使う意義や耐久性、調湿作用、加工するときのエネルギー等の長所というものを消費者の方々に伝えていくことが少し疎かになっていたのではないのかと反省しているところでございます。それから、工務店さんでも大手の方々は最近では国産材に変えつつあります。中小の工務店さんにも国産材なりそういうものの良さというものについての研修会等も行っているのですが、それも少し業界との連携という意味で進めながらやってみたいと考えております。私ども国産材の減った理由にはそういうPRの世界、それから供給体制が整っていない、複雑な流通構造というものもありますが、やはりPRの部分非常に少なかったのではないかとということで、今後これに力を入れていきたいと思っております。消費者の方が国産材にこだわったのに工務店さんのほうが断ったということについては、そうした残念なことが起きないように、これから力を入れていかなければならないと考えております。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。これに関連したものなどいろいろあると思いますが、では、亀山委員。

( 亀山委員 )

最近特に木材が使われている公共施設に関心をもって見ていますと、大断面の集成材を使っているのは割と上手く出来ているものが多いのですが、地方の町村で小さい公共の建物では、国産材を使っているものについて貧弱な感じがするというか、見た目が悪くて、これが木の家かというようなものが非常に多いと思っております。これは木の使い方の文化、特に国産材を使う文化が途絶えてしまっているためだと思われます。それが今後、木材の利用を進めていく上で、大きな課題のような気がする。そのため、ただ国産材を使えと言うよりも、国産材ならばこれだけ魅力的な家が建つということを知っていただけるようなやり方をしていけないと普及していかないのではないかと思います。我々が日常見ている木材は、プリント合板が多く、木目は国産材ではありませんので、たまにスギの板や柱を見るとなんとなく気持ち悪くなったり、なんでこんな変な木目なのだろうと思ったりすることが多くなってしまふ。もっとトータルに部屋のデザインの中で柱の木目だとか、床の木目に国産材ではこんな魅力があるということを知れるようにしていけないといけない。木材を使うという言葉で片づけてしまうのではなくて、木質の環境の中でどのように生活していくのかという問題なのです。ただ国産材を使えというだけではなかなか伸びないのではないかと思います。

( 太田座長 )

はい、ありがとうございます。何かございますか。

( 木材課長 )

ご意見ありがとうございます。確かに木造公共施設には、大断面のものを使っているのが従来多かったのですが、最近は仕様規定から性能規定に変わる中で、例えば間伐材の小径木をトラス状に組んだり、いろいろな新しい工法というのも出てきています。ただおっしゃるようにデザインの世界は、直接林野庁でやるわけにはいけないので、団体などが表彰をしています。木造の良いものについて、例えばログハウスであればログハウス協会がデザインが秀でたものなどに対して表彰をしつつ、業界全体のレベルアップというものを図っております。それから木質の製品、例えばこの机はプリント合板でほとんど木は使っていないものなのですが、こうした製品への利用についても今後は検討していかなければならないと思っております。

( 太田座長 )

はい、ありがとうございました。

( 秋岡委員 )

きのこのことと、技術開発のことを伺いたいのですが、きのこのところで生産量の数字が出てまして、消費量の数字はちょっとわからないのですが、きのこの生産量の話だと大きく分けて、しいたけを中心に見ると、海外産しいたけと国内産しいたけの戦いがある、一方でエリンギが1.5倍になってということで強力なライバルが国内から現れていると

というのが問題なのかと思うのですが、きのこ生産者はこれからどうなっていくのでしょうか。私はきのこを作っているところに行ったことが無いのでよくわからないのですが、例えば国内のしいたけを作っていたところは中国との競走をあえて避ける形でエリンギにシフトしていくことが出来るのか、えのきたけなどは設備投資が必要なところで作っていますよね。そうすると、これからのきのこ類全般の生産量は、どうなってしまうということの問題にしているようでもあり、エリンギ生産者としいたけ生産者の構造変化が起こってしまって、しいたけだけ作っていたところが駄目になっていってエリンギ生産者に集中していってしまうから問題なのかどうか、その辺のことについては、この資料だけではよくわからないので、今後どうなっていくのでしょうか、ということが一つ目の質問です。

あと次ぎは、実用化する技術の話があったのですが、実用化できる技術が100%だということはすごく良いことだとは思いますが、これに関連しての質問は、一つは、これは国、独立行政法人の話ですが、どんどんここで研究していって、実用化した時の利益とかは何処に行くのでしょうか。誰が実用化して、実用化するということは商品や製品になっていくということですが、廻っていくと対価が入ってきて対価はどう廻っていくのですかということと、二つ目は、これは林野庁に限らない話で他の独立行政法人の研究所もそうですし、たぶん大学などもそうだと思うのですが、実用化できる技術が100%ということが研究所として良いのかどうなのか、どう考えたらよいのかよくわからないので。例えば、私は以前、銀行の調査部にいたのですが、その時言われたのは、銀行の調査部なんてまったくコストセンターで銀行の儲けには何の役にも立たないが、何の役にも立たない人たちが少しいるということ自体が全然違ったところからものを言うので、50年、100年先を考えた時に良い役割をされると言われたことがあるんですよ。特に国の関係の独立行政法人化して出来たところというのは、民営化するとかいろんなことがあって、実用化する技術というところに向かっているというのは方向性としては凄く大事なことだろうと思うのですが、同時に、すぐに実用化しないような技術って言うのですか、誰も企業なんかもやらないし、これから大学も独立行政法人になっていくとやらないようなところをこういう国の研究所が見ていくことが必要なのかどうか、実用化出来る技術が100%なのがベストなのか、もしかしたら8割がベストなのか、その辺はどのようにお考えになっているか、皆さんもご意見があると思うのですが、考え方を伺えればと思います。

(太田座長)

はい、わかりました。後のほうは少し科学に甘えているような部分もあるのですが、最初はしいたけの話ですね。あと2番目は森林の世界での技術の実用化ということですが、よろしく申し上げます。

(経営課長)

経営課長の金丸でございます。きのこの話でございますが、まず中国のしいたけについては、平成14年には、残留農薬の問題、それから平成15年には、中国において洪水や干ばつがありまして、輸入は減少している状態でございます。エリンギとの関係ですが、エリンギはえのきたけとかぶなしめじといった生産施設を使ってそれに置き換わる形で増えていることから、既存のきのこの競合が起こっているものではございません。それが

らしいたけの話ですが、しいたけについてはより良い品質のものをということで新しい技術を使っていくとか、そういうデータを頼りによく採れる多収穫の栽培方法を使うといったことでしいたけの生産を伸ばしていくことで、乾しいたけについては、生産者が高齢化しており、生産数量が減っていることでもありますので、その辺を手当していかなければと思っているところです。

(太田座長)

はい。研究普及課総括課長補佐。

(研究普及課総括課長補佐)

2点あったと思いますが、実用化した場合の利益はどこに行くのかということについては、独立行政法人の場合は、例えば特許を取得することもありますので独立行政法人の利益になります。2点目については、この政策評価で実用化する技術の数の割合という指標にあげている対象は独立行政法人森林総合研究所のことではありません。鉱工業技術研究組合法に基づき、複数の企業が集まって技術研究組合を作っているわけです。そういう目的で集まった組合で開発した技術というものは実用化することを前提に取り組んでいくということです。一方、独立行政法人森林総合研究所では先生の御指摘のとおり、民間ベースでは取り組みが難しい基礎的な技術開発に取り組んでいます。ですから、ここであげている指標は技術研究組合等の民間で行っている技術開発であることをご理解いただきたいと思っております。そういうことでもありますので、実用化していくという過程でありますので最大限100%を目標にしております。

(高橋委員)

知的財産の活用のチャンスということはいろいろありますが、真っ先にしておかなければならないのが特許ですね。特許も独立行政法人が運営費交付金ですか、交付金を使って研究員が研究開発するケースの場合は独立行政法人の研究員が単独で特許申請して、個人帰属させるか独立行政法人の持ち分とするかは協議事項になります。法人によって額が違うかと思えます。それから、民間と共同で研究をやるケースが非常に増えています。民間の企業体と共同でやって民間と独立行政法人の持ち分を例えば50:50、あるいは30:70とか40:60とかというような形で民間に還付するような仕組みにも今なってきています。この2、3年間は独立行政法人の特許件数は増えてきています。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。はい。平倉委員。

(平倉委員)

先程のお話しは、林野庁の中での話ですよ。例えば、建研とか国土交通省ですか、そういうところでも、もしかしたら同じようなとはいきませんが、何かに関係している研究を行っているかもしれません。その場合、林野庁の成果ではないのですが、他の省庁に

において、木材を振興するために何か研究をしているのであれば、そういったものもこの評価軸にあげてもいいのではないかと思います。ですから林野庁が努力したのではないから評価しないということではなくて、将来林野庁に関係が戻って来るような研究であれば、他の省庁や研究所があげた成果も一緒に、その内の林野庁の分はこれだけというような総合的な評価に繋げていったらどうでしょうか、ということが先ほどの省庁間の連携ということです。それからもう一つ、先ほどの大工さんの話がありましたが、あれも林野庁の中だけで木材を使いましょうねということではなくて、例えば国土交通省のほうで規格性能規定というものができて、高気密高断熱を推薦するようになりました。それはどういう結果をもたらすかと言うと、在来の木造が非常に不利な状況になって、大工さんの仕事が無くなって、性能評価の規定にのりやすい、そこまで言っているのかどうか分かりませんが、住宅メーカーのような大きな会社が、そういう基準資格を取って皆さんに供給する住宅がだんだん増していく。それは結果的に先ほどおっしゃっていたような国産材を使って住宅を造りましょうという状況をやはり下降させるような動きに繋がりがねないわけです。ですから、そういう点でも林野庁の中だけで木材をどうするかということではなくて、木造の住宅はそもそもどういうものを皆さんにどういう切り口でアピールしていくか、性能評価ではなくて、例えば在来の昔から造っている木造の良さというものはどういうもので、それと比較してお伝えしていかないと、大きなマーケットの中の小さいところでお話しをしているような感じがします。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。だいたいわかっているかと思うのですが、何かありますか。

(木材課長)

この実績評価の中に、例えば建研なりそういうものを入れるかとかというのは、評価全体の話だと思いますのでそこは少し外させていただきますが、確かに建築研究所で、例えば、大断面の集成材を使ったもの、こういうものが防火構造に認められるような方法はないかというような実験をしていただいております。これは、森林総合研究所の木材関係のところと建築研究所との通常の仕事でも関係がありますし、そういったところと連絡連携を取りながらお互いにやっております。実は、私も以前、建設省の住宅局に出向していましたが、そのような人事の交流もやっております。そういう意味では、お互いに連携をとりながらやっているというのが実態でございます。それから、高気密、高断熱については、今の住宅の一次取得者といいますか最初に建てる方々、30代の半ば以降が多いのですが、こういうところを相手にする場合と、それから、2回目の建て替えをされるころとでは、求める方の住宅の内容が違うのだらうと思います。全体の需要を増やしていく場合に、現在、消費者の方々がどういう住宅を求めているかと、多様なニーズに対応しなくてはならないだらうと考えております。高気密、高断熱、これも一つには大手のハウスメーカー等がこれを目指しております。中小の工務店、零細なところあたりは、営業力、企画力、あるいはデザイン力というようなものはございません。これは、国土交通省の中の住宅局の住宅生産課あたりと連携しながら、向こうは大工さんなり業界を指導してござ

すので、先ほど言いましたように人事交流もしている中で、いろいろ連携を図りながら対応していきたいと考えています。

(太田座長)

はい。ありがとうございます。はい。高橋委員。

(高橋委員)

平倉委員の意見は、もっと遠大な背景があるような印象を持ちました。それと言いますのは、例えば環境庁が出来て30年ですか、省庁再編の際、各省庁で分担していた環境関連研究というものを、環境研究として一つにまとめたわけです。これより以前には、科学立国日本ということで、科学技術研究を各省庁に分担していたものをまとめて科技厅あたりが音頭をとって予算配分をつくったという経緯があります。木材利用、木材生産についてもそういうことが出来ないのでしょうかというのが平倉委員がおっしゃっていることだと思います。それは非常に難しい問題で、国民運動、あるいは国会議員の御協力もいりません。しかし難しいから避けるのではなくて、実際に関係官庁で木材利用系の試験研究、調査、事業にどういうものがあるのか調べてみる必要があるのではないかと思います。それでそこから新たに戦略を考える。私も前の会社の時、環境立国日本あるいは科学技術立国日本というように、各省庁でどういう環境関連の調査があったか科学技術関連の調査があったかに関与したことがありまして、その経験からしても調べてみる価値はあると思います。

(太田座長)

はい。ありがとうございました。少し視野の広い提案だろうと思います。亀山委員お願いします。

(亀山委員)

森林・林業に関する研究開発の推進のところで、今回の目標は初めて目標を設定することもあり、比較的達成しやすい数字になっていると思います。そのため15年度には既に目標を達成できたのですから、16年度以降はもう少し高めの目標を設定していただいたほうがよいのではないのでしょうか。と言いますのは、私達が大学で研究者を評価する時に、5年に5報くらいは、つまり1年に1報くらいは最低でも必要だと考えております。森林総研は4百数十人の研究員がおり、これは全国の国立大学の林学系の教授と助教授を合わせた数よりも多いのではないかと大きな規模ですから、相当な生産力があります。ですから、私どももおおいに期待していますので頑張ってください。それと同時に、実用化する技術というのが、森林総研ではないということでしたが、実用化する技術の中で特許等がどのくらい出願されているかという知的財産について、もう少し数量的に表現するかたちで、今後目標値の中で考えていただければよいと思います。

(太田座長)

はい。どうもありがとうございます。

( 研究普及課総括課長補佐 )

昨年ご指導いただいたということもありまして、その時もお答えしたのですが、森林・林業分野の研究の場合はフィールドが広いとか、共同研究が多いという事情もありまして、そういう中で目標に向かって努力した結果、平成15年度は目標を達成したということですので。これにつきましては今後、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略の見直し等の関連もありますので、その検討の中でどのくらいの目標数値がいいかということについて検討していく必要があると考えております。また、特許数の目標化につきましては、少し勉強させていただくということで御理解いただきたいと思います。

( 太田座長 )

はい。どうもありがとうございました。やはり森林・林業は、研究の面でも、先ほどの秋岡委員の話ではないですが、やや特殊な部分がある、基礎研究をどう扱うかということも含めてですね、単なる特許とかだけでないという難しさがあると思いますのでよろしくお願いします。それでは大山委員。

( 大山委員 )

私もいろんな先生方のおっしゃることを聞いていてなるほどなと思ったのですが、先程金井先生がおっしゃった、「数字が出ててもわからないということ」はその通りだと思います。今の評価に少し問題点、改善点があるのではないかというのがベースにあるのだと思います。それから高橋先生がおっしゃった今のままでは個々の政策に対応した目標になっていないのではないかという意見だったのではないかと思うのですが、私は目標を多く出せばいいというものでもないと思います。まあ少ないよりいいのですが、やはりわかりやすくと言いますか、できるだけ数字を出される時は、やはり少しこだわっていただきたいというか、いっぱい出ているのに意味が通じないというのはちょっと損しているのかなという気がします。ですから、数字を出される場合には、やはりこだわって説得力があるといいですか、そういうのを少し心がけていただきたいというのがベースにあるわけです。その例として、一番最初の木材の利用量のところだけコメントさせていただきたいのですが、林野庁として一番大切なところだと思って関心を持って資料を見させていただいたのですが、木材課長さんのおっしゃっているのを聞いているとですね、こういうところを目標に入れていただきたいというか、ここで聞いてわかるようではなくて、この評価書は公表されるものですから、こちらでいろいろおっしゃったことが重要だとか、ここで何が問題になっているとか、こういうのがわかるような目標をつくっていただきたい。そうすれば、数字が出てきてもわかりやすいわけです。今どういうかたちで出ているかということ、一番最初の目標達成率が18%であったと出ているわけですが、こういうのは紛らわしいわけです。こんなに悪い18%という数字がどうやって出てきたのかということ、これは、政策評価会の方でも問題になっているのですが、すう勢値というのを使っておられるのでこういうことになる。すう勢値に基づいたかたちで18%というのが出てきている。このやり方ですと、例えば前の年の場合マイナスになってしまうなど、不安定な形になってしまいます。トータルな利用量に注目されるのでしたら、目標値があってそれに対して

どのくらい達成してますということで、どれくらいが今の状況ですというのがわかれば我々としては数字もわかりやすいのですが、このやり方ですと非常に変動してしまいますから、その辺はどう解釈していったらいいかわからないわけですね。それと、利用率が減っているということがわかるのですが、そうなりますと何が問題なのかということが知りたくなります。そのため、この評価書には、住宅というのは、木材の需要の中でどれくらいなのかということやはり明らかにしておいていただかないと、住宅がどの程度の利用率なのか。先ほどのように木材課長さんに説明いただければ我々もわかるわけですが、だから目標としては何が大事で、何にプライオリティを付けた上で、それで達成率がどうなのか、ここが問題なのです。ここが伸びればこれくらい良くなるんではないかというのがあるような形の目標と言いますが、達成目標を立てていただいて達成率を出していただきたい。それから、需要に関しても先ほど木材課長さんがおっしゃった新規需要もかなりあるわけですね。そういうことに関しても、情報としては目標として出していただきたい。そうすれば、同じ数値が出てきてもわかりやすいのではないかと。それから、次の生産性の話なんですけど、これもまた去年は11%で今年は80%というレベルで、これも非常にあやしいわけですね。トータルとしては良くなっているのですが、それにしても昨年が11%で、今年は80%で、これはいったい何が起こったのかというような、どうしてもこの数字だけ見ると思ってしまうわけですね。ですから、この辺はやはり、どうしてこうなっているかと言うと、従業員一人当たりの生産性が19m<sup>3</sup>ですか、19m<sup>3</sup>で15m<sup>3</sup>だから80%ですということになってしまっているわけですね。そうしますと、これだけを見た人は意味がわからないわけですね。ですから、こういうのはこんなに変動しているはずがないのですね。ですから、こういうのがわかる形の指標というものをつくっていただきたい。それから、生産性が悪いというのが、何が原因でそのように見ておられるのかということもわかるような形をやはり出していただきたい。例えば、木の種類、樹種で違うのか、それとも賃金で違うのか、そういうのがわかるような生産性、何が問題かわかるような形の目標とありますが、あるいは格差があるのが樹種によって違うというのが問題点なのか、そういうのがわかるような形で工夫していただければ。同じようなことが、建築用材、乾燥材に関して、これが需要に関連して出てきているのだと思うのですが、今のままでは需要の中で、建築用材とか乾燥材がいったいどういう位置、どの程度の位置を占めているのかということがわからないわけですね。ですから、そういうのが、大規模製材工場の生産割合ということで、もう一つサブ目標を持っているのですが、これは生産性に絡む話ですね。ですから、生産性の中で大規模化ということがどの程度有効なのかということとはわからないわけですね。ですから、サブ目標としてはいいのかもしれませんが、全体のものがわかるような形にしていれば、ここを改善することはかなり大事なことなんだということが見ている人たちにもわかるわけですから、そういうのがわかる構造ですね、目標の構造とありますが、相互関係というものがわかるような説明をしていただくということです。一番最後の集成材、合板材はさっきおっしゃった、かなり需要が伸びているということですが、いったん増えた木材需要をさらに伸ばしていくような戦略があるのかないのかですね。ここで197%ということで、増加率がちょっと減ったから、達成率ではランクをつけませんというような話にどうしてもなってしまいますが。ですから、合理性とありますが、説得するための数字だけ出してこれをやらないというのは少し問題なのかなと思います。数字を出

すときは、それなりにこだわって、説得できる形の目標といいますが、そういうふうにしていただければかなりわかりやすくなる。さっき数字だけ出てわかりにくいということは、私は改善されるのではないかと。目標についても、改善し、わかりやすくなるのではないかと思います。

(太田座長)

はい。どうもありがとうございました。最も基本的で最も大事なところでございますが、よろしく願います。

(企画課長)

目標や目標値の設定の考え方、またサブ指標がどういう形で組み込まれ位置づけられているかをわかりやすく説明するということが大変重要だと思います。今後、そのように検討させていただきたいと思います。

(太田座長)

はい。どうもありがとうございました。はい。高橋委員。

(高橋委員)

今のご質問について、この表を若干改訂したほうがよいのではないかと思います。例えば、木材の利用量とか製材業の生産性は基本指標としてとっておいたとしても、下の方については、政策分野から受け継いだ主要施策を支援する指標ではないかと思います。だから、主要施策というのは大まかな事業量、投資した計画量でやられていると思いますので、主要施策あるいは主要事業名というものとリンクさせてみると目的が定まってくるんじゃないかと思うのです。それから、全般的にみますと、3年間の数字を見ますと、何らかの改良がこれからいるのではないかと思います。改良にあたっては、まず目標の妥当性、それから次に目標の水準の妥当性というものをまずご検討いただきたいと思います。目標の妥当性については、政策分野の代表として有効かどうかという観点でまず考えていただきたいと思います。どうも政策分野の代表らしくないもの、あるいは不適切なものがあるような感じがします。先程の論文数の0.8云々というのもそうですし、それから改善計画の新規認定数が適切かどうかというのも議論したほうがよいと思います。それから目標値の妥当性については、大幅に超過するもの、あるいは増減が非常に著しいものは、指標値の信頼性にかけます。それから、また3カ年連続100%と常に目標を達成しているもの、これは目標並びに目標値を設定してその結果を何に反映しようとしているのか。何か努力の後を見せるためには目標値の持つ目的意識につながるかもしれない。それと同時に、目標の考え方も、基本目標として必要なもの、例えば先ほどの木材の利用量もそうですし、それから森林の面積のようなもの、これからCO<sub>2</sub>とかいろいろ国民的な観点から60%の森林を確保するとか、あるいは総面積のいくらを確保するとか、これは常に100%を上回っていないければなりませんよと。それともう一つ、目安として林業の施策としての努力が見えるもので、一番大きいのは、人工林の維持管理をどうするかということであり、間伐量というのはこれにはいるのではないかと。というように基本指標として重要なもの

と、努力としてみていただきたいもの、それと同時に、施策を代表する指標という分け方があります。

それから同時に、このレポートを拝見しますと、両面縮小のコピーで36枚、両面4ページ分ですから144ページになります。読むにはそろそろ限界なのかなと思いますので、ページ数は出来るだけ100ページくらいにさせていただいて、できるだけボリュームを増やさないで、わかりやすい評価書となるような工夫を考えていただきたいと思います。

(太田座長)

はい。どうもありがとうございました。今後のヒントになるご意見だと思いますが、そろそろ時間でございますが、どうしてもということでしたら。はい。亀山委員。

(亀山委員)

それに関連して一言。森林の整備の分野ですが、何を目標にして森林の整備をしようとしているか、ということをしっかりとお考えになったほうがよいと思います。特に、目標の妥当性を考える時に、複層林等の多様な森林の造成というのが妥当な目標かということを考え直す必要があるだろうと思います。といいますのは、所見のところを見ますと、そこには複層林等という言葉が一回しか出てきていないため、森林の整備で目標としているものが何なのかがかなりぼやけていると思います。それで、高橋委員が言われましたように、もう少し全体の組み立てをメリハリつけて、何が大事なのかということをきちんと書き込んでいただきたいことが大切かと思います。

(太田座長)

はい。どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。はい。大木委員。

(大木委員)

先ほど省庁間の連携ということで独立行政法人などの話がございましたよね。スギなどの国産材であまり美しいものはないという話もありましたし、節目の話もございましたが、実は2週間くらい前ですか、宮崎県の木材利用技術センターを見学させていただきましたが、あそこはシロアリの研究を始め、節目をいかに美しくするかという研究までもされていて、どんな木なら利用してもらえるかという民間では出来ない研究、ペイしないものもやっておられますので非常に感心して見学させていただいたのですが、そういう県レベルで研究しているところとの連携というものと、そういうところの取り上げ方というのはどんなふうになっているのでしょうか。

(太田座長)

はい。では、研究普及課総括、どうぞ。

(研究普及課総括課長補佐)

研究開発につきましては、独立行政法人森林総合研究所を核にしまして、各都道府県の林業試験場などとの連携を図っています。具体的には、定期的に各地でブロック会議等を

もちまして、研究開発の成果や技術の情報交換を行っております。委員の御指摘のとおり、各地において独自の技術や研究の取り組みがありますので、そういったものをいかに連携して共有していくかということは大変重要なことだと認識しております。今後とも一層の連携強化が必要であると考えております。

(太田座長)

はい。どうもありがとうございました。それでは、時間になりましたので、また何かあればお話いただくということで、一応議題の1のほうは終わらせていただきたいと思います。続きまして、議題の2のその他ですが、冒頭で企画課長からお話いただきました景観への配慮についての説明を計画課長からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(計画課長)

計画課長でございます。林野公共事業の事業評価についてということで、この3月に専門部会で平倉委員から、景観など配慮についても評価を行うことはできないのかというご意見をいただきました。そこで、内部で検討いたしまして、農林水産省としても今後、景観についての配慮についていろいろと取りまとめていこうということで、今後の事業評価において、評価事項として導入していこうということに達したわけでございます。景観への配慮という形で、今年度から事業評価の評価項目に追加して実施していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(太田座長)

はい。どうもありがとうございました。これから中味についても議論できると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。そうしますと、今後の事業評価に当たっては、景観にも十分配慮していただくということで、よろしくお願いいたします。他によろしいでしょうか。もしないようでしたら、平成15年度政策評価結果書案の取り扱いを含め、今後の日程につきまして事務局からご説明いただきたいと思います。

(企画課長)

平成15年度の政策評価結果書の案につきまして、先ほど多くのご意見をいただいております。目標全体にかかる話につきましては、政策評価の16年度の評価シートを作成する際に見直し等の検討を行っていききたいと思います。また評価書の内容につきましても、ご意見等を踏まえつつ、わかりやすくという観点から、目標の設定を含めまして検討を進めていきたいと考えております。なお、今年度の評価書は、今後予定されております農林水産省政策評価会を経て、7月中旬に公表する、こういう段取りで進めていきたいと考えております。

また、次回の専門部会につきましては、後日、委員の皆様のご日程を調整させていただいた上でご連絡したいと考えております。

なお、本日の議事録、議事資料につきましては、委員の皆様にご確認していただいた上で速やかに公表するというごことにいたします。

(太田座長)

はい。どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見等を十分踏まえ、平成15年度政策評価結果書の公表に向けて、作業を進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

なお、今後修正等が生じたときの取扱いにつきましては、座長に一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他、特に何か言い残したこと等何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。また、次回の部会につきましては事務局から連絡があるということでもよろしいでしょうか。ということで、特段の意見がないようですので、事務局におかれましてはよろしく今後の対応をお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、本日の部会を閉会いたします。どうも御協力ありがとうございました。

- 了 -